



栃木県公報

令和 8 (2026) 年
9 月 8 日 (火)
第 736 号

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定..... 631
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定に係る変更..... 632
- 母子保健法による指定養育医療機関の指定に係る変更..... 632
- 母子健康法による指定養育医療機関の指定辞退..... 633
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可..... 634

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定..... 634

調 達 等 公 告

- 入札公告（特定調達公告）..... 635

正 誤

- 令和 8 (2026) 年第 727 号中 638

告 示

栃木県告示第 441 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第 69 条の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年 9 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自立支援医療 の 種 類
あいはらクリニック	宇都宮市インターパーク 6-5-3	医療法人有光会 理事長 藍原 有弘	令和 8 (2026) 年 9 月 1 日	精神通院医療

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自立支援医療 の 種 類
ウエルシア薬局 足利五十部店	足利市五十部町 419-1	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 田中 純一	令和 8 (2026) 年 9 月 1 日	育成医療及び 更生医療
わかば薬局	那須塩原市東三島 4-54-12	株式会社 フィールド ファーマシー 代表取締役 岩下 正志	令和 5 (2023) 年 8 月 1 日	育成医療及び 更生医療

エルダー薬局	宇都宮市西2-2-1	株式会社スマイルコネクト 代表取締役 多賀 雄一	令和8(2026)年 9月1日	精神通院医療
緑の郷さくら薬局	宇都宮市西刑部町 2448-4-2	河北調剤株式会社 代表取締役 藤田 和義	令和8(2026)年 9月1日	精神通院医療
にしかわだ薬局	宇都宮市西川田町988- 15	ONE ROCK株式会 社 代表取締役 伊谷野 哲夫	令和8(2026)年 9月1日	精神通院医療

3 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自立支援医療 の 種 類
訪問看護ステーション春日和那須塩原	那須塩原市埼玉13-110 world aggregation那須	株式会社ワールドステイ 代表取締役 笠原 徹	令和8(2026)年 9月1日	更生医療
久生会訪問看護ステーション栃木	栃木市藺部町1-5-19 増山ハイツD203	合同会社イルマーレ 代表社員 久藤 弥生	令和8(2026)年 9月1日	精神通院医療
訪問看護ステーションはーとぽっぽ	那須郡那須町大島15- 1	特定非営利活動法人はー とぽっぽ 理事 角谷 美佐子	令和8(2026)年 9月1日	精神通院医療

栃木県告示第442号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和8(2026)年9月8日

栃木県知事 福田 富 一

指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日	自立支援医療 の 種 類
ホワイト訪問看護ステーション	佐野市大和町2585（佐野市亀井町17-7 第三あさひハイツ105）	株式会社金禄 代表取締役 池田 昌一	令和7(2025)年 11月1日	精神通院医療

※変更年月日欄を除く表中の（ ）内は変更前のもの

（障害福祉課）

栃木県告示第443号

母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第12条の規定により指定養育医療機関の開設者から次のとおり変更の届出があったので、母子保健法施行細則（昭和43年栃木県規則第5号）第4条第2項の規定により告示する。

令和8(2026)年9月8日

栃木県知事 福 田 富 一

指 定 養 育 医 療 機 関		開 設 者		診 療 科 名	変 更 年 月 日
名 称	所 在 地	氏名又は名称	住 所		
独立行政法人 国立病院機構 栃木医療セン ター 〔国立栃木病 院〕	栃木県宇都宮市中戸祭 1 丁目10-37	独立行政法人 国立病院機構 〔国（厚生労 働省）〕	東京都目黒区東が丘 2 丁目 5-21 〔東京都千代田区霞が 関 1-2-2〕	産婦人科 小児科	平 成 16 (2004) 年 4 月 1 日
新小山市民病 院 〔小山市民病 院〕	栃木県小山市神鳥谷 2251-1 〔栃木県小山市若木町 1-1-5〕	地方独立行政 法人新小山市 民病院 〔小山市〕	栃木県小山市神鳥谷 2251-1 〔栃木県小山市中央町 1-1-1〕	産婦人科 小児科	令 和 8 (2026) 年 6 月 8 日

(注) 表中の〔 〕内は変更前のもの

栃木県告示第444号

母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第13条の規定により指定養育医療機関の開設者から次のとおり指定辞退の申出があったので、母子保健法施行細則（昭和43年栃木県規則第5号）第5条第2項の規定により告示する。

令和 8 (2026) 年 9 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

指 定 養 育 医 療 機 関		辞 退 年 月 日
名 称	所 在 地	
南里医院	宇都宮市花房 3-3-11	令和 8 (2026) 年 6 月 5 日
宇都宮社会保険病院	宇都宮市南高砂町11-17	平成18 (2006) 年 3 月31日
山口産婦人科医院	宇都宮市陽東 8-9-39	令和 8 (2026) 年 6 月 5 日
中央公園レディースクリニック	宇都宮市住吉町10-17	令和 8 (2026) 年 6 月 5 日
栃木県厚生連下都賀総合病院	栃木市大平町川連420-1	令和 8 (2026) 年 5 月29日
川田医院	鹿沼市今宮町1623	平成17 (2006) 年 1 月11日
社団医療法人英静会 森病院	日光市今市674	令和 8 (2026) 年 5 月 1 日
川上病院	日光市並木町 2-5	令和 6 (2024) 年 6 月30日
川名子産婦人科	小山市駅東通り 2-6-10	令和 8 (2026) 年 5 月25日
おやまにし病院	小山市卒島244-1	平成20 (2008) 年 4 月14日
山田医院	大田原市山の手 1-9-11	令和 8 (2026) 年 7 月29日
国際医療福祉大学塩谷病院	矢板市富田77	令和 8 (2026) 年 6 月25日
医療法人愛生会藤田産婦人科医院	那須塩原市宮町 5-19	平成 9 (1997) 年10月30日
石橋総合病院	下野市下古山 1-15-4	令和 8 (2026) 年 5 月31日
高野医院	下野市石橋603	平成16 (2004) 年 4 月 1 日
菅又病院	高根沢町花岡2351	令和 8 (2026) 年 5 月26日
医療法人慈仁会飯塚医院	那珂川町馬頭484-3	令和 8 (2026) 年 5 月31日

(こども政策課)

栃木県告示第445号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定により、六美町北部土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 （2026）年 9 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 組合の名称 六美町北部土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成31（2019）年 3 月 5 日から令和14（2032）年 3 月31日まで
- 3 施行地区 下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美、大字安塚字拓生、おもちゃのまち 5 丁目の各一部
- 4 事業所の所在地 栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁203番地16
- 5 設立認可の年月日 平成31（2019）年 2 月25日
- 6 変更の内容 事業施行期間・補助期間の延伸、資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 令和 8 （2026）年 8 月28日

(都市政策課)

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 2 項において読み替えて準用する同法第39条第 1 項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定する裁定をしたので、同法第41条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 （2026）年 9 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 利用権を設定する農地の所在、地番、地目及び面積

農 地 の 所 在 及 び 地 番	地 目	面積（登記）（平方メートル）
河内郡上三川町大字下蒲生字前原157番	畑	756.00
鹿沼市下粕尾字沖83番	田	3,736.00
鹿沼市下粕尾字大古沢口223番	田	2,645.52（2,647）
鹿沼市下粕尾字大古沢口224番	田	2,047.67（2,064）
鹿沼市日光奈良部町字清水田121番 1	畑	383.00
栃木市岩舟町古江字砂子田24番 1	田	211.00
栃木市岩舟町古江字前田55番	田	996.00

- 2 利用権の内容等

農 地 の 所 在 及 び 地 番	内 容	利 用 権 の 始 期	存続期間	借賃に相当する 補 償 金 の 額
河内郡上三川町大字下蒲生字前原157番	利用権	令和 8 （2026）年 10月 1 日	9 年 6 か月	27,216円
鹿沼市下粕尾字沖83番	利用権	令和 8 （2026）年 10月 1 日	10年 3 か月	84,280円
鹿沼市下粕尾字大古沢口223番				
鹿沼市下粕尾字大古沢口224番				
鹿沼市日光奈良部町字清水田121番 1	利用権	令和 8 （2026）年	4 年	4,096円

		10月 1 日	6 か月	
栃木市岩舟町古江字砂子田24番 1	利用権	令和 8 (2026) 年 10月 1 日	5 年 3 か月	1,055円
栃木市岩舟町古江字前田55番	利用権	令和 8 (2026) 年 10月 1 日	5 年 3 か月	4,980円

- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人 栃木県農業振興公社 理事長 青柳 俊明
栃木県宇都宮市一の沢 2 丁目 2 番13号

- 4 利用権を設定する農地の所有者等の情報

農 地 の 所 在 及 び 地 番	所 有 者 等 の 情 報
河内郡上三川町大字下蒲生字前原157番	(亡) 秋山 新一郎
鹿沼市下粕尾字沖83番	(亡) 渡邊 陽子
鹿沼市下粕尾字大古沢口223番	
鹿沼市下粕尾字大古沢口224番	
鹿沼市日光奈良部町字清水田121番 1	(亡) 鈴木 多一
栃木市岩舟町古江字砂子田24番 1	(亡) 大島 浩
栃木市岩舟町古江字前田55番	(亡) 大島 浩

- 5 補償金の支払の方法

農地を利用する始期までに当該農地が所在する市町を管轄する宇都宮地方法務局本局及び各支局に補償金を供託する。

- 6 補償金の還付について

農地の所有者等は、当該農地が所在する市町を管轄する宇都宮地方法務局本局及び支局において、補償金の還付を受けることができる。

(農政課)

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 (2026) 年 9 月 8 日

栃木県下水道管理事務所長 根 岸 章 浩

- 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

栃木県下水道資源化工場で使用する重油 (JIS K2205 1 種 1 号) 213kL (購入見込数量)

- (2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

- (3) 納入期間

令和 8 (2026) 年11月 1 日 (日) から同月30日 (月) まで

- (4) 納入場所

栃木県下水道資源化工場 宇都宮市茂原町768

- 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等 (平成 8 年栃木県告示第105号) に基づき、石油製品の入札参

加資格を有すると決定された者であること。

- (3) 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に基づいて石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。
- (5) 購入する重油を栃木県下水道管理事務所長が指定する日時及び場所に納入することができることを証明した者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159
栃木県下水道管理事務所 総務課 電話0285-53-5694

- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和8（2026）年9月8日（火）から同年10月8日（木）まで入札情報システム上で公開する。なお、来所による交付の場合は、同期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで(1)の場所において交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

開札日の前日午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得たもの（以下「紙入札者」という。）にあっては、(1)の場所に郵送（書留郵便）又は持参により同期間までに提出すること。

イ 開札の日時及び場所

令和8（2026）年10月22日（木）午前11時
栃木県下水道管理事務所 会議室

- (4) 入札方法 1の(1)の件名で、単価で入札に付する。

- (5) 入札書の記載方法等

入札金額については、1リットル当たりの単価を記入することとし、小数点以下第2位までとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加しようとする者は、入札参加申請書及び2の入札に参加するものに必要な資格資料をエに示す入札参加申請書類の提出期間に電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。なお、添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準（令和3（2021）年3月26日付け会管第461号。以下「運用基準」という。）に定める提出書類通知書（様式2）を提出することにより、当該添付書類の郵送（書留郵便）又は持参による提出ができるものとする。この場合、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割はできないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札に参加しようとする者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

ウ 審査結果は、電子入札システムにより、入札参加申請書類提出期限の1週間後までに入札参加希望者に伝えるものとする。ただし、紙入札者にあっては郵便にて伝えるものとする。

エ 入札参加申請書類の提出期間

令和8（2026）年9月8日（火）から同年10月8日（木）午後4時まで

- (4) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き質問書（様式は自由）を入札参加申請書類の提出期間に電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者は電子メール又は郵送により同期間に提出することとし、質問を送付した旨電話すること。

イ 質問の内容及び回答は、質問提出期限の 1 週間後までに電子入札システム及び栃木県ホームページ上で公開する。

- (5) 入札の無効 2 の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、栃木県財務規則（平成 7 年栃木県規則第12号）第156条第 3 号から第 7 号までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領（令和 3 （2021）年 3 月 26 日付け会管第460号。以下「電子要領」という。）第19条に掲げる入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が 2 人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(7) 契約書の作成の要否 要

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

- (8) 紙による入札参加承諾等の基準 電子要領及び運用基準の定めによる。

(9) その他

詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、電子要領及び運用基準の定めるところによる。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Fuel oil (JIS K2205 Class 1, No.1) 213kL

- (2) Delivery period

From November 1, 2026 to November 30, 2026

- (3) Delivery place

Tochigi Prefecture Waste Recycling Plant 768 Mobara, Utsunomiya

- (4) Time-limit for tender:

4:00 p.m., October 21, 2026

- (5) Information is available at:

General Affairs Division,

Sewage Management Office,

Department of Land Development,

Tochigi Prefecture

1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524

TEL 0285-53-5694

(上下水道課)

発 行 番 号	ペー ジ	行	正	誤
令 和 8 (2026) 年 第727号	571	24及び26	10年3か月	9年6か月